本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（法律第一八号）（経済産業省）

1　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（以下「機構法」という。）附則第一条の二に規定する廃止期限の到来に伴い、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に係る排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等の業務に係る機構法の規定を削除することとした。（本則関係）

2　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、機構法第一五条第二項各号に掲げる業務に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収等の業務を行うことができることとし、これに伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

3　この法律は、平成二八年三月三一日から施行することとした。

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（法律第一九号）（国土交通省）

一　踏切道改良促進法の一部改正関係

1　国土交通大臣による指定の期間の延長

国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成二八年度以降の五箇年間において改良することが必要と認められるものについて、改良の方法を定めずに指定することとした。（第三条関係）

2　地方踏切道改良計画の作成・提出等

㈠　指定された踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、当該踏切道の改良に関する計画（以下「地方踏切道改良計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出できることとし、この場合において、4の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聴かなければならないこととした。（第四条関係）

㈡　地方踏切道改良計画には、特別な事情がある場合には平成二八年度以降の五箇年間を超える期間を記載するほか、二の3の道路協力団体の協力が必要な事項を記載できることとした。（第四条関係）

3　国踏切道改良計画の作成

鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差する場合における踏切道については、国土交通大臣が当該踏切道の改良に関する計画（以下「国踏切道改良計画」という。）を作成することとするとともに、記載事項については、2の㈡と同様とすることとした。（第五条関係）

4　地方踏切道改良協議会

地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地方踏切道改良協議会を組織できることとした。（第六条関係）

5　改良の実施

鉄道事業者及び道路管理者は、1に規定する期間において踏切道改良基準に適合する改良の方法により（地方踏切道改良計画を提出した場合又は国土交通大臣により国踏切道改良計画が作成された場合においては、当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従い）、当該踏切道の改良を実施しなければならないこととした。（第七条関係）

二　道路法の一部改正関係

1　違法放置等物件に係る対策の強化

道路管理者は、道路に設置されている物件や、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼすおそれがある場合又は物件の占有者等が除去等の命令に従わないとき若しくは現場にいないときについても、自ら除去できることとした。（第四四条の二関係）

2　立体道路制度に係る国有財産法等の特例の創設

道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地（行政財産であるものに限る。）の上空等に交通確保施設を所有し、又は所有しようとする者に対し、国有財産法第一八条第一項又は地方自治法第二三八条の四第一項の規定にかかわらず、当該施設の所有を目的とする区分地上権を設定できることとした。（第四七条の七関係）

3　道路協力団体

㈠　道路管理者は、㈡の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定できることとした。（第四八条の二〇関係）

㈡　道路協力団体は、道路管理者に協力して道路に関する工事又は道路の維持を行うこと等の業務を行うこととした。（第四八条の二一関係）

㈢　道路管理者の道路協力団体に対する監督等を定めることとした。（第四八条の二二関係）

㈣　国土交通大臣又は道路管理者は、道路協力団体に対し、㈡の業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うこととした。（第四八条の二三関係）

㈤　道路協力団体が㈡の業務として行う国土交通省令で定める行為の実施に必要な工事等の承認、道路の占用の許可等については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、これらの許可等があったものとみなすこととした。（第四八条の二四関係）

㈥　道路協力団体は、一の2の地方踏切道改良計画又は一の3の国踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項が記載されたときは、当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に協力することとした。（第四八条の二五関係）

三　道路整備特別措置法の一部改正関係

1　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、二の3の㈤の規定による協議を行うこととした。（第八条及び第一七条関係）

2　道路管理者は、高速道路等について、二の3の㈠の規定による道路協力団体の指定等の権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社又は地方道路公社の意見を聴かなければならないこととした。（第三〇条及び第三一条関係）

四　この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、二の1の改正規定、二の2の改正規定等は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律（法律第二〇号）（内閣府本府）

1　地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇社会福祉法等の一部を改正する法律（法律第二一号）（厚生労働省）

一　社会福祉法の一部改正関係

1　社会福祉法人の福祉サービスを提供するに当たっての責務

社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないこととした。（第二四条第二項関係）

2　社会福祉法人の経営組織の見直し

㈠　評議員、理事、監事及び会計監査人の資格、職務及び責任並びに評議員、評議員会、理事、理事会、監事及び会計監査人の権限に関する規定の整備を行うこととした。（第三六条～第四五条の二二関係）